

要綱第1号

一般廃棄物処理基本計画等策定委員会設置要綱

令和5年3月31日公布

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定による一般廃棄物処理基本計画等の策定及び改定を蕨市、戸田市及び蕨戸田衛生センター組合（以下「組合」という。）の三者が共同で行うにあたり、市民と行政との協働による検討を行うため、一般廃棄物処理基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画の策定に関すること。
- (2) その他一般廃棄物処理基本計画策定に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、管理者が委嘱し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 市民代表（蕨市、戸田市の関連団体選出） 2名以内
- (3) 市民代表（公募） 2名以内
- (4) 事業者（商工会等） 2名以内
- (5) 事業者（大規模） 2名以内
- (6) 蕨市、戸田市及び組合職員 3名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、管理者が委嘱し、又は任命した日から一般廃棄物処理基本計画策定終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又はその者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、第2条各号に掲げる事項の調査、研究のために作業部会を置く。

2 作業部会は、蕨市、戸田市、蕨戸田衛生センター組合三者協議会設置要綱（令和4年蕨戸田衛生センター組合要綱第1号）第3条に規定されている組織とする。

(謝金)

第9条 第3条第1号から第5号に規定する委員が会議に出席した場合、謝金を支払うことができる。

2 前項に規定する謝金の額は、管理者が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、組合総務課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。